

第3号議案

豊後大野市国民健康保険基金条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月25日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、豊後大野市国民健康保険基金条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険基金条例（平成 17 年豊後大野市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、豊後大野市国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

第 6 条を次のように改める。

（処分）

第 6 条 市長は、国民健康保険事業に必要な財源が不足する場合において、当該不足額を補うための財源に充てるときに限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。